若者の学びなおしと自立支援事業「若者はばたけネット」実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県教育委員会

１　目的

若者の学びなおしと自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）は、高知県教育委員会事務局生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が、市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校、私立中学校、私立高等学校、私立特別支援学校、国立中学校、国立特別支援学校、国立高等専門学校から、義務教育学校及び中学校卒業時並びに高等学校等の中途退学時の進路未定者の個人情報を収集して若者サポートステーションに提供し、学校教育から切れ目のない修学及び就労に向けた自立支援を行うことで、対象者の社会的自立を促進することを目的とする。

２　定義

　　この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（１）「若者はばたけネット」とは、自立支援事業の対象者に対する自立支援のための関係機関の情報ネットワーク組織をいう。

（２）「関係機関」とは、生涯学習課、市町村教育委員会、及び義務教育学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校（以下「各学校」という。）並びに若者サポートステーションをいう。

（３）「若者サポートステーション」とは、生涯学習課が社会福祉法人高知県社会福祉協議会に委託しているこうち・なんこく若者サポートステーション及びＮＰＯ法人若者就労支援センターつながるねっとに委託しているはた若者サポートステーションをいう。

（４）「同意書」とは、義務教育学校及び中学校卒業時並びに高等学校等中途退学時の進路未定者が自立支援事業における「若者はばたけネット」を活用した支援を受けるために、自身の個人情報を関係機関に提供するとともに関係機関間において利用することに同意するための様式をいう。

３　対象

　　対象者は、次に掲げる者とする。

（１）義務教育学校及び中学校を卒業するときに修学又は就職が決定していない者

（２）高等学校、特別支援学校及び高等専門学校を中途退学するときに修学又は就職が決定していない者

４　個人情報の保護について

対象者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律第60条から第129条までに基づき、目的達成に必要な範囲でのみ利用されるものとする。

５　関係機関の役割

（１）　各学校は、対象者及びその保護者等に対して、若者はばたけネット及び若者サポートステーションについての説明並びに同意書が生涯学習課に提出され、若者サポートステーションに提供され、個人情報が目的のために利用されることの説明を行う。

（２）　市町村立学校（義務教育学校、中学校、高等学校、特別支援学校）は、対象者の同意書を受理し、市町村教育委員会に提出する。

（３）　国立学校（中学校、特別支援学校、高等専門学校）、県立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）及び私立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）は、対象者の同意書を受理し、生涯学習課に提出する。

（４）　各学校は、若者サポートステーションが行う対象者に対する自立支援に関し必要な協力を行う。

（５）　市町村教育委員会は、市町村立学校（義務教育学校、中学校、高等学校、特別支援学校）から提出された同意書を受理し、生涯学習課に提出する。

（６）　生涯学習課は、各関係機関から提出された同意書を受理し、若者サポートステーション業務責任者に提供する。

附　則

　この要綱は、平成１９年６月１２日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２０年２月１８日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２０年８月４日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月２２日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年４月３日から施行する。